

広島圏都市計画 区域区分計画書

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
計画図表示のとおり

2. 人口フレーム

年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
区分		
都市計画区域内人口	1,584千人	概ね 1,553千人
市街化区域内人口	1,549千人	概ね 1,524千人
配分する人口	—	概ね 1,524千人
保留する人口	—	0千人
(特定保留)	—	0千人
(一般保留)	—	0千人

理由は別添のとおり

理 由 書 (広島圏都市計画区域区分の変更)

広島圏都市計画区域は、大竹市、廿日市市、広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町、坂町の4市4町で構成された広域都市計画区域として、昭和46年1月に区域指定を行うと同時に、区域区分の決定を行い、その後6回の定期見直しを経て、現在に至っている。

令和3年3月に県が策定した『広島圏域都市計画マスタープラン』では、「コンパクト+ネットワーク型の都市」や「安全・安心に暮らせる都市」などの5つの都市の目指すべき将来像を掲げている。また、本都市計画区域は、広島圏域の中心であるとともに、瀬戸内海地域及び中四国地域の連携・交流拠点として、広島県内はもとより中四国地方の発展を牽引する中枢的役割を担うものとして位置付けている。

こうした目指すべき将来像や位置付けを踏まえ、広域的な観点から主要な都市計画の決定の方針等が定められており、土地利用の方針において、市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進することとしている。

本市においては、県が策定するマスタープランに即して、『広島市都市計画マスタープラン』を策定しており、土地利用に関する方針として、市街化区域の中で、土砂災害特別警戒区域に指定されるなど防災上危険と判明した地区については、市街化調整区域への編入を進めることとしている。

今回の変更は、これらの上位計画に即し、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域について、土地の利用状況や各種災害への対策状況等を踏まえつつ、市街化調整区域に編入するものである。

また、『広島市都市計画マスタープラン』では、「広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準」に基づいて地区計画を策定して開発された計画的な開発地と市街化区域隣接地区は、開発の進捗に応じて、市街化区域への編入を進めることとしている。

そのため、市街化区域から市街化調整区域へ編入した面積の範囲内において、市街化調整区域における地区計画を活用し、計画的な市街地形成が進んだ「瀬野四丁目地区」及び「西風新都大塚下観音山地区」を市街化区域に編入する。

広島圏都市計画

区域区分 新旧対照表

新				旧			
2 人口フレーム				2 人口フレーム			
	年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)		年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
区分				区分			
都市計画区域内人口		1,584千人	概ね 1,553千人	都市計画区域内人口		1,584千人	概ね 1,553千人
市街化区域内人口		1,549千人	概ね 1,524千人	市街化区域内人口		1,549千人	概ね 1,524千人
配分する人口		—	概ね 1,524千人	配分する人口		—	概ね 1,524千人
保留する人口		—	0千人	保留する人口		—	0千人
(特定保留)		—	0千人	(特定保留)		—	0千人
(一般保留)		—	0千人	(一般保留)		—	0千人